

へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年 4 月24日

鳥取県人事委員会委員長 曾 我 紀 厚

**鳥取県人事委員会規則第24号**

へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則

へき地手当等に関する規則（昭和46年鳥取県人事委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改正後			改正前		
別表第1（第2条関係） へき地学校			別表第1（第2条関係） へき地学校		
所在地	学校名	級別	所在地	学校名	級別
略			略		
倉吉市河来見263番地	高城小学校河来見二子季節間分校	2級	倉吉市河来見263番地	高城小学校河来見二子季節間分校	2級
東伯郡三朝町大字福山279番地2	南小学校福山分校	2級	東伯郡三朝町大字福山279番地2	南小学校福山分校	2級
東伯郡三朝町大字田代541番地	南小学校田代分校	2級	東伯郡三朝町大字田代541番地	南小学校田代分校	2級
東伯郡三朝町大字田代541番地	南小学校田代季節間分校	2級	東伯郡三朝町大字田代541番地	南小学校田代季節間分校	2級
略			略		

附 則

この規則は、公布の日から施行する。